

寒川町土地開発基金条例等を廃止する条例をここに公布する。

令和5年9月27日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第17号

### 寒川町土地開発基金条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 寒川町土地開発基金条例（昭和45年寒川町条例第3号）
- (2) 寒川町義務教育施設整備事業基金条例（昭和47年寒川町条例第5号）
- (3) 寒川町公共施設整備基金条例（昭和63年寒川町条例第3号）
- (4) 寒川町減債基金条例（平成2年寒川町条例第1号）
- (5) 寒川町緑化基金条例（平成2年寒川町条例第19号）
- (6) 寒川町国際交流基金条例（平成3年寒川町条例第9号）
- (7) 寒川町社会福祉基金条例（平成9年寒川町条例第5号）
- (8) 寒川町都市基盤整備事業基金条例（平成11年寒川町条例第8号）

#### 附 則

この条例は、令和5年10月31日から施行する。